

中小企業の皆さんへ

30兆円規模の保証・融資を
さらに使いやすく！！

緊急保証を760業種に拡大！！

借換え・一本化にも対応！！

➤ セーフティネット貸付を活用ください！！

再建・新事業支援、
在庫担保なども進めます！！

- 長期・安定の劣後ローンを大幅拡充！！
- 在庫などを担保とした保証・融資も更に推進！！

経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課 TEL 011-709-1783(直)	東北経済産業局 産業部中小企業課 TEL 022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課／中小企業金融課 TEL 048-600-0334(直) TEL 048-600-0425(直)	
中部経済産業局 産業部中小企業課 TEL 052-951-2748(直)	近畿経済産業局 産業部中小企業課 TEL 06-6966-6024(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課 TEL 082-224-5661(直)	四国経済産業局 産業部中小企業課 TEL 087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課 TEL 092-482-5448(直)	沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 TEL 098-866-1755(直)

中小企業庁お問い合わせ先

中小企業庁金融課
TEL 03-3501-6280(直)

最新の情報は

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mimk.jp>
QRコードからも
アクセスできます！→



1. 緊急保証制度

- 760業種※¹（中小・小規模企業数の8割超）が対象です。
- 信用保証協会の100%保証です。
- 保証付債務の一本化など、借換需要にも対応します。

※¹ 対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)で確認できます。

➤➤➤（ご相談）金融機関、お近くの[信用保証協会](#)へ

2. セーフティネット貸付※²

- 中小・小規模企業であれば、原則として^(注1)業種を問わず、事業状況などに応じ、以下の額の範囲内でご利用できます。

7億2,000万円（中小企業）

4,800万円（小規模企業）

（注1）一部例外業種があります。公庫にお尋ねください。

- 長期固定の低利融資^(注2)です。特に業況の厳しい方には、さらに0.3%の金利引下げを行います。

（注2）中小事業：1.95%、国民事業：2.40%（基準利率5年以内、2月12日現在）

※ 利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動します。

- 既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要にも対応します。

※² [商工中金](#)でも独自のセーフティネット貸付を行っています。

➤➤➤（ご相談）お近くの  日本政策金融公庫 へ

3. 劣後ローン

- 元本据置、長期一括返済の融資であり、財務基盤の強化にご活用いただけます。再建・新事業のため、以下の範囲でご利用可能です。

～2億円、15年一括返済（中小企業）

～2,000万円、10年一括返済（小規模企業）^(注1)

（注1）税務申告を2期終えていない方は、「～1,000万円、7年一括返済」となります。

➤➤➤（ご相談）お近くの  日本政策金融公庫 へ

4. 在庫などを担保として活用

- 企業が保有している在庫、売掛債権や手形を利用した保証・融資に積極的に取り組みます。

➤➤➤（ご相談）金融機関、お近くの信用保証協会や  日本政策金融公庫 へ
